

金融規制の観点からみた 銀行グループをめぐる法的課題

2013年12月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成22年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成22年度は「金融規制の観点からみた銀行グループをめぐる法的課題」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書では、第1章で「企業結合法制と銀行規制の関係について」（加藤貴仁担当）、第2章で「銀行持株会社における株主保護—「強度の源泉（Source of Strength）」法理との関係—」（神作裕之担当）、第3章で「銀行持株会社の破綻処理のケーススタディ」（松下淳一担当）、第4章で「クロスボーダー金融機関の破綻処理について」（森下哲朗担当）、第5章で「親子会社関係における子会社の保護」（前田重行担当）、第6章で「上場子会社に関する若干の問題」（神田秀樹担当）を取り上げている。

このうち第1章では、多重代表訴訟と子会社の重要事項に対する親会社株主の権限拡大が、銀行規制に与える影響を検討し、今後の望ましい制度改革の方向を示している。第2章では、アメリカにおける「Source of Strength」法理の変化や同法理を巡る議論を紹介し、会社法の諸原則との抵触の問題を論じる。第3章では、「あしぎんFG」の例を取り上げて、破綻金融機関の銀行持株会社に関する預金保険法の特別管理制度の問題を明らかにする。第4章では、国際金融グループの破綻処理に関し、本拠地国における監督・倒産手続きに一元化する方向と、属地主義的な破綻処理の方向がせめぎ合っている状況が説明され、望ましい方向の検討がなされている。第5章では、子会社保護のための諸制度を検討し、会社法改正の立法論を検討する。第6章では、親会社・子会社概念を検討したうえ、上場子会社を巡る問題を考察する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会では、平成24年度には「金融商品の販売における金融機関の説明義務等」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

平成25年12月

金融法務研究会座長

岩 原 紳 作

目 次

第1章 企業結合法制と銀行規制の関係について（加藤貴仁）	1
1 はじめに	1
2 多重代表訴訟・子会社の重要事項に対する親会社株主の権限の意義	3
(1) 親会社経営者と親会社のエージェンシー問題を解決する手段の一つとしての 位置づけ	3
(2) 企業グループにおける親会社経営者と親会社株主のエージェンシー問題	5
(3) 親会社取締役の義務の拡大か？多重代表訴訟の導入又は子会社の重要事項に 対する親会社株主の権限の拡大か？	8
3 銀行規制における多重代表訴訟・子会社の重要事項に対する 親会社株主の権限の意義	12
(1) 銀行持株会社と子銀行の関係	13
(2) 銀行監督規制と多重代表訴訟・子会社の重要事項に対する親会社株主の権限	15
4 企業結合法制と金融監督規制の役割分担の必要性	20
 第2章 銀行持株会社における株主保護	
－「強度の源泉（Source of Strength）」法理との関係－（神作裕之）	24
1 本章の対象	24
2 「強度の源泉」法理	26
(1) 沿革と概要	26
(2) グループ内取引に係る監督法上の規制	28
3 クロス保証及び資本回復計画における保証条項	30
(1) 緒論	30
(2) クロス保証の導入	31
(3) 資本回復計画における保証規定	32
(4) 破産法との関係	32
4 「強度の源泉」法理とクロス保証等の関係	33
5 「強度の源泉」法理及びクロス保証等の近時の展開	34
(1) MCorp事件	34
(2) 金融制度改革との関係	34
6 「強度の源泉」法理の背後にある政策とそれに対する批判	39

7 結び	41
第3章 銀行持株会社の破綻処理のケーススタディ（松下淳一）	43
1 事実関係	43
(1) 時系列	43
(2) あしぎんFGの更生手続開始の申立ての経緯	44
(3) あしぎんFGの更正計画の概要	44
(4) 子会社4社の帰趨	45
2 検討－特別危機管理のあり方	45
(1) 現行預金保険法の立場	45
(2) 現行預金保険法についての評価	45
第4章 クロスボーダー金融機関の破綻処理について（森下哲朗）	48
1 国際的な金融グループの破綻処理に対する関心の高まり	48
2 最近の国際的な金融グループの破綻事例	49
(1) リーマン・ブラザーズ	49
(2) Fortis	53
(3) Dexia	54
3 国際的な金融グループ破綻処理のための枠組みに関する提案	54
(1) バーゼル銀行監督委員会	54
(2) IMF	57
(3) FSB (Financial Stability Board)	58
(4) IIF (Institute of International Finance)	63
(5) EU	69
(6) FDICとBank of EnglandのJoint Paper	75
4 検討	76
(1) 企業グループの破綻処理であることによる問題	76
(2) 金融機関の破綻処理であることから生じる問題	80
(3) 国際的な破綻処理であることから生じる問題	82
(4) まとめ	85

第5章 親子会社関係における子会社の保護（前田重行）	87
1 問題の所在	87
2 会社法における親子会社関係の把握（親子会社関係の定義）とその開示	88
(1) 親子会社の定義	88
(2) 会社法における親子会社関係についての開示	91
3 親子会社関係における親会社の支配力の行使と子会社株主等の保護	93
4 親会社の支配力の行使と子会社取締役の責任	94
5 会社法の下での親会社の子会社に対する責任について	97
(1) 緒論	97
(2) 現行会社法における親会社の責任についての考え方	99
(3) 上記(2)の考え方に対する批判	100
(4) 特別の経営委任契約の下での親会社の責任について	102
6 子会社に対する親会社の責任についての立法の方向（立法論）	102
(1) 支配力行使に対する親会社の責任に関する一般的規定の導入	103
(2) 会社法制の見直しに関する中間試案における提案	104
7 むすび	110
 第6章 上場子会社に関する若干の問題（神田秀樹）	112
1 はじめに	112
2 会社法における親会社・子会社の概念	112
(1) 相互保有株式の取扱い	112
(2) 議決権制限株式の取扱い	115
(3) 現在役員である者と過去役員であった者	116
3 証券取引所の規制	118
(1) 考え方	118
(2) 経緯	118
(3) 子会社上場の実際	120
4 子会社株主の保護に関する立法論	121
(1) 公開会社法要綱案（第11案）（平成19年9月）	122
(2) 「会社法制の見直しに関する中間試案」（平成23年12月）	124
 (参考) 金融法務研究会第1分科会の開催および検討事項	126